

一般社団法人麻布大学同窓会会員表彰規程

令和5年2月22日

規程第11号

(目的)

第1条 一般社団法人麻布大学同窓会（以下「本会」という。）の会員及びこれに準ずる者で、他の模範となる功績顕著な者の表彰は、この規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 この規程による表彰対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本会の一般会員及び準会員
- (2) 本会の目的及び事業に関し、この規程の目的に適合する前号以外の個人又は団体（以下「協賛者又は協賛団体」という。）

(基準)

第3条 この規程による表彰は、前条の表彰対象者別に掲げる次の基準によるものとする。

1 一般会員

- (1) 学術の調査、研究、技術開発などに関し特に功績顕著な者
- (2) 職域、地域の発展向上に貢献顕著な者又は善行顕著な者
- (3) 国際交流分野で特に功績顕著な者
- (4) 麻布大学の社会的評価高揚に特に功績顕著な者
- (5) 本会の組織又は事業の発展向上に特に功績顕著な者
- (6) その他会長が特にこの規程に準じ表彰すべきと認めた者

2 準会員

- (1) 学業又は研究論文において、特に勤勉かつ優秀な成績を収めた者
- (2) 個人又は団体で、社会活動、文化活動、スポーツなどの分野において特に貢献し若しくは優秀な成績を収めた者
- (3) 準会員として、本会の発展向上に功績顕著な者
- (4) その他会長が特にこの規程に準じ表彰すべきと認めた者

3 協賛者又は協賛団体

協賛者又は協賛団体で、本会の目的及び事業に関し、会長が特にこの規程に準じ表彰すべきと認めた者

(推薦)

第4条 この規程による表彰該当者があったときは、推薦書(様式第1号)により会長に推薦するものとする。

- (1) 本会本部役員、部会代表者又は支部長の推薦による。
- (2) 準会員は、学生自治会又は5・6年会の代表者のほか、課外活動等に関与する一般会員の推薦による。
- (3) 協賛者又は協賛団体は本部役員、部会代表者又は支部長の推薦による。

(承認)

第5条 会長は、前条による推薦があったときは、担当理事に関する規程第4条に規定する担当理事会にこれを諮り承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項による承認を得たときは、速やかにこの旨を該当者に通知しなければならない

ない。

(表 彰)

第6条 表彰は、その都度会長がこれを行うものとする。

2 表彰に当たり、これに報奨金又は副賞を添えることができる。

(補 則)

第7条 この規程に定めのない事項については、担当理事会において決定する。

第8条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成14年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月1日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月23日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月4日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般公益法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する

<内 規>

- 1 第3条第1項5号の本会の組織又は事業の発展向上に特に功績顕著な者とは、会長1期、理事2期、その他の役員2期、各種委員会委員及び部会代表者又は支部長を通算5年以上務めた者若しくはこれに準ずる者、支部事務局を5年以上務めた者
- 2 第3条第2項3号の準会員として、本会の発展向上に功績顕著な者とは、本会活動に3年以上積極的に協力した者
- 3 第3条第3項の会員以外については、本会に側面から5年以上にわたり援助或いは寄与した者。
- 4 第6条第2項の報奨金の額は、1万円以内とし、副賞は報奨金と同額程度の品物とする。